札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方検討業務
公募型企画競争　提案説明書

１　業務名

札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方検討業務

２　業務の背景及び目的

市民や来訪者等の多くの人の利便のために設けられたサイン（以下「公共サイン」という。）については、これまで、市全体の統一的なガイドラインとして、平成 14 年に「札幌市公共サイン基本計画」を策定しているほか、都心部の地下歩行空間の主動線、案内拠点の設定などのサイン設置方針として、平成 20 年に「地下歩行空間サイン等計画ガイドライン」をとりまとめている。

札幌駅周辺では、北海道新幹線札幌駅の開業に向け、新たに新幹線駅をはじめバスターミナル等の公共交通施設や、再開発や周辺都市基盤により歩行者ネットワークやパブリックスペース等の公共空間の整備が進められることから、案内する施設や経路が多様化・複雑化することが懸念される。また、既設の公共サインについても、民間施設を含め、交通施設、地下街等サインの整備主体が多様であることから、各施設のサインの掲出にばらつきがある。

これらの課題の解決に向け、新幹線開業に向けた公共空間の再編を契機に、わかりやすく統一感のある公共サインの掲出の実現を図るため、サインの掲出の考え方を関係者と整理・共有する必要があり、令和５年度には、現在の公共サインの現況整理や課題整理を行った。

本業務は、過年度の検討結果を踏まえ、わかりやすく統一感のある公共サインの掲出にかかる基本的な考え方の検討を行い、関係者と共有を行うものである。

３　対象サイン及び対象範囲

(1)対象サインの種別

ア　案内サイン

主に地図表示により人の移動を助ける情報を伝達するサイン

イ　誘導サイン

主に文字・記号表示により人の移動を助ける情報を伝達するサイン

ウ　記名サイン

場所や施設の名称を表示するサイン

(2) 対象範囲

ア　地上部（下図のとおり）

(ｱ) 南口駅前広場、北口駅前広場

(ｲ) JR 札幌駅（在来線、新幹線）　※改札柵外コンコースに限る

(ｳ) ステラプレイス　※公共的通路部分に限る

(ｴ) 北５西１・西２地区再開発事業　※公共的通路部分に限る

(ｵ) 北４西３地区再開発事業　※公共的通路部分に限る

(ｶ) 創成川通上空歩行者動線

(ｷ) 道路及び公有地　※地上観光案内サインに限る

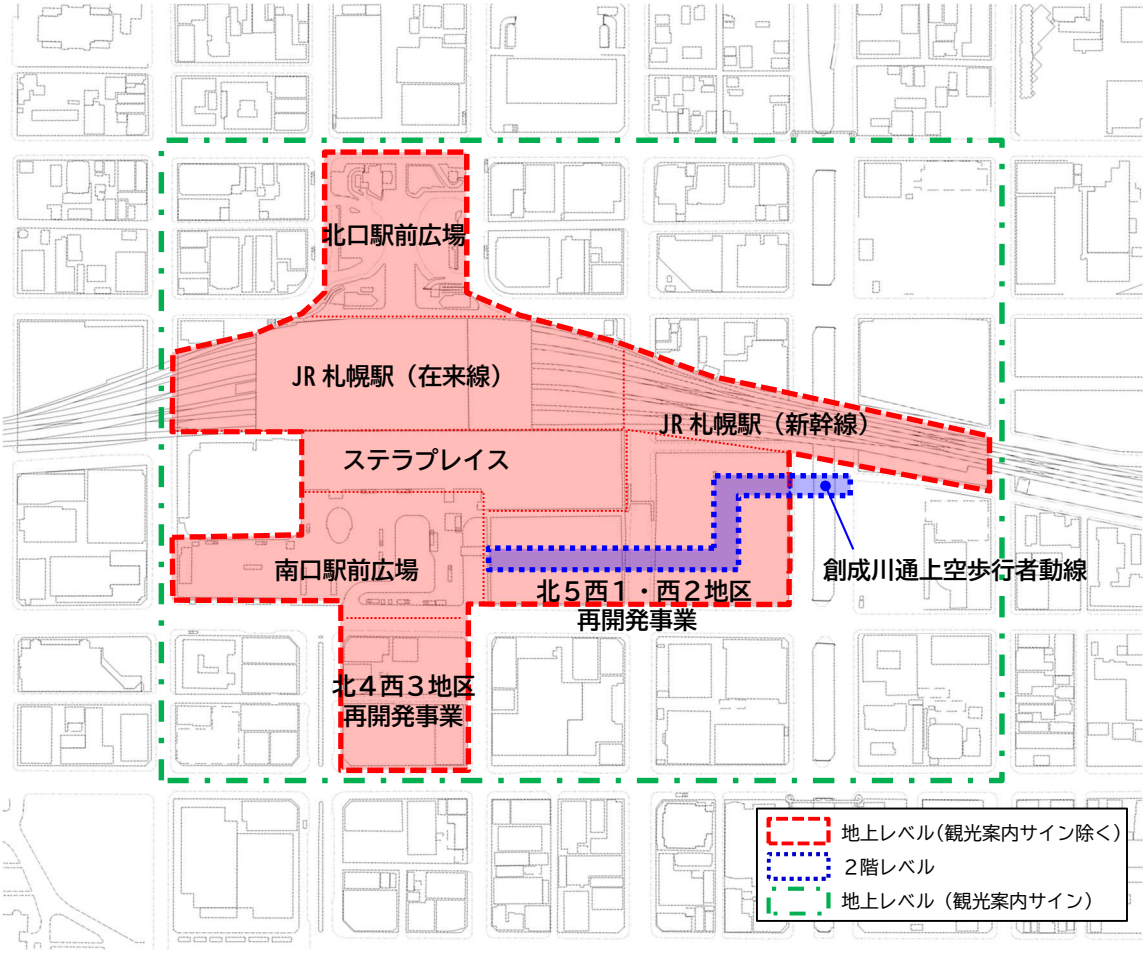

イ　地下部（下図のとおり）　※ 地上出入口含む

(ｱ) 地下鉄南北線、東豊線さっぽろ駅　※改札柵外コンコースに限る

(ｲ) 地下街 APIA　※公共的通路部分に限る

(ｳ) パセオ　※公共的通路部分に限る

(ｴ) ステラプレイス　※公共的通路部分に限る

(ｵ) 北口駅前広場地下通路

(ｶ) 北５西１・西２地区再開発事業　※公共的通路部分に限る

(ｷ) 北４西３地区再開発事業　※公共的通路部分に限る

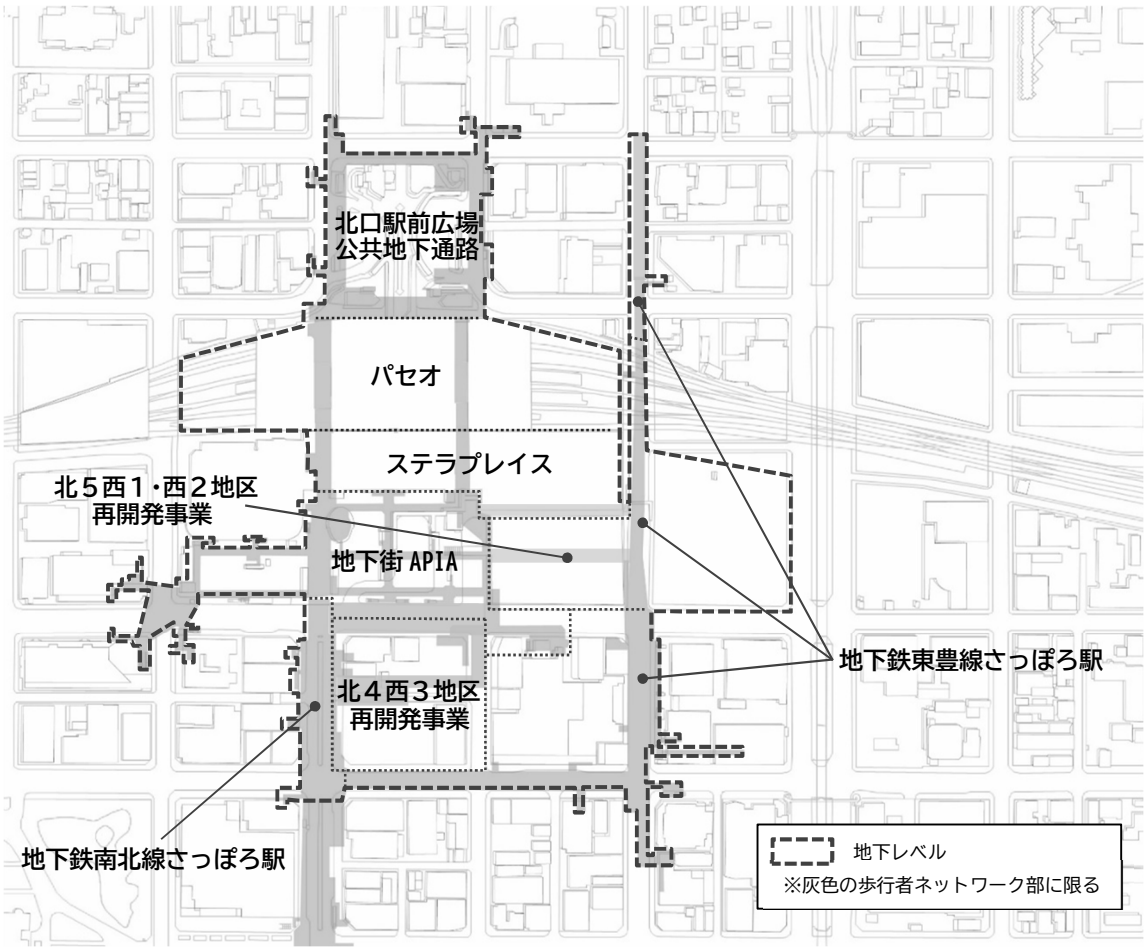

４　業務内容

(1)整備後の歩行者ネットワークの状況把握

ア　統合図の作成

市から提供する資料をもとに、新幹線駅舎や北５西１・西２地区や北４西３地区の再開発の整備後の、公共的な歩行者ネットワークの統合図を地上部（地上レベル、２階レベル)、地下部の別に作成する。

イ　バリアフリー対応状況の確認

アで作成する統合図の歩行者ネットワークが、視覚障がい者用誘導ブロックやスロープ、エレベーター等の有無等、バリアフリー対応となっているか確認する。

(2)札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方の検討

ア　サイン配置の考え方

(1)アで作成した統合図を基に、下記の位置づけを整理し、歩行者ネットワークに設置する主な案内サイン・誘導サイン・記名サインの配置を検討する。

(ｱ) 案内対象（交通施設や公共空地等の歩行者が一般的に利用する施設）

(ｲ) 案内経路（案内対象に誘導する主動線となる経路）

(ｳ) 案内拠点（案内経路の交差部となる拠点）

イ　案内経路及び案内拠点のサイン表示の考え方

(2)アで設定した案内経路、案内拠点において、市から提供する資料（令和５年度に実施したサイン表示情報に係る現況把握）をもとに、下記の表示の考え方について検討する。

(ｱ) 誘導サイン、記名サイン

文字・記号表記（言語の種別・文字列、ピクトグラム・矢印等の図形の種別、書体、大きさ等)、色彩（表示面のベース・文字・記号の色）

(ｲ) 案内サイン

地図表記

(3)地下出入口番号の統一化の考え方の検討

各施設の地下出入口番号を統一化した場合のサイン表示の考え方を整理し、効果や課題を検証する。

(4)関係者との協議会の運営

(2)(3)の考え方を整理する上で、関係者との協議会を開催し、協議会に係る資料作成及び連絡調整等の運営を実施する。なお、会議開催に必要な会場は札幌市が用意する。(8 事業者程度、全 4 回程度を想定)

(5)打合せ等

打合せ回数は、下記の 6 回を予定する。

1　業務着手時　　2　業務中間時（4 回）　　3　成果品納入時

(6) 業務報告書の作成

検討内容と成果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

なお、概要版報告書も併せて作成する。

5　業務規模

3,608 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6　履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

7　成果品

報告書

(1)　A4 判製本（図面等A3 判）　　10 部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）

(2)　電子データ　　一式

8　参加資格

(1)　札幌市競争入札参加資格者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3)　公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※　複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。

※　技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※　複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

９　企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について

「２　業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組むうえで持つべき視点や課題意識等について提案すること。

(2)公共サインの掲出に係る基本的な考え方の検討について

「４　業務内容　(2)　ア　サイン配置の考え方」について、案内経路、案内拠点を設定するうえで、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

また、「４　業務内容　(2)　イ　案内経路及び案内拠点のサイン表示の考え方」について、サイン表示の考え方を検討するうえで配慮すべき点、重視すべき点等を提案すること。

(3) 関係者との協議会の運営について

関係者との協議を円滑に実施するために配慮すべき点を提案すること。

また、協議会の実施時期や各回の内容を具体的に提案すること。

(4)業務全体について

ア　本業務のスケジュール案について

本業務について、そのスケジュール案を提案すること。

イ　独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ　過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

10　申込方法

(1)　提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、１部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること)。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと)。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア　参加意向申出書(A4 縦、１枚、様式１)

イ　業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式２)
ウ　類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式３)
エ　業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式４)
オ　企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)
カ　業務費内訳書（積算書）(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2)　提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611　北海道札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市役所　まちづくり政策局　政策企画部　都心まちづくり推進室　都心まちづくり課（５階南側）

(3)　提出期限

令和 6 年 7 月 12 日(金)　12：00【必着】

(4)　提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html

(5)　提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア　業務従事者一覧について

（ア）今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

（イ）委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

（ウ）本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者１名を明記すること。

（エ）業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ　類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ　企画提案書について

（ア）企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

（イ）提出された企画提案書等は返却しない。

(6)　参考資料

ア　「第２次都心まちづくり計画」

イ　「札幌駅交流拠点まちづくり計画」

ウ　「札幌駅交流拠点北５西１・西２地区再開発基本構想」

エ　「札幌駅周辺エリアにおける公共サイン等の現況調査業務　業務報告書」

※　参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料エを上記（２）提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

11　質疑

(1)　質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式５）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方検討業務　質問書」とし、令和６年７月３日（水）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2)　質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

12　選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「13評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1)　一次審査

ア　提出書類による書類審査を行う。

イ　一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い３件程度とする。

ウ　一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ　応募件数が３件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が１件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2)　最終審査

ア　一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ　出席者は総括責任者を含み最大３名までとする。

ウ　ヒアリングは１者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ　ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実

施する可能性があるため、留意すること。

オ　ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3)　契約の相手方について

ア　契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ　選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ　企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ　契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4)　審査スケジュール（予定）

ア　一次審査（書類審査）　　令和６年７月 22 日（月）

イ　最終審査（ヒアリング）　令和６年７月 29 日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

13　評価基準

(1)　審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の６割を最低基準点と定める。

(2)　一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3)　最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点（2）及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4)　企画提案への参加者が１社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について ・本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等が、札幌駅周辺エリアの特徴や現状、将来の見通しを十分に踏まえた適切な提案となっているか。	20
(2) 公共サインの掲出に係る基本的な考え方の検討について	30
・案内経路、案内拠点を設定するうえで重要と考えられる点、留意すべき点が札幌駅周辺の特徴や現状、将来の見通しを十分に踏まえた提案となっているか。	(15)
・サイン表示の考え方を検討するうえで配慮すべき点、重視すべき点が具体的かつ適切な提案となっているか。	(15)
(3) 関係者との協議会の運営について	20
・関係者との協議会を円滑に実施するための配慮すべき点が具体的で適切な提案となっているか。	(10)
・協議会の実施時期や内容が具体的かつ効果的な提案となっているか。	(10)
(4) 業務全体について	30
・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)
・独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)
合計	100

14　失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1)　提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

(2)　本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

(3)　本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者

(4)　提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

(5)　審査の公平性を害する行為を行った者

(6)　その他、本書等に定める手続、方法等を遵守しない者

15　その他留意事項

(1)　本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。

(2)　提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

(3)　提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む)。

(4)　提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(5)　業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(6)　入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

(7)　札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

(8)　本業務に係るデザイン、意匠、版権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

(9)　本業務は個人情報を取扱うため、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。

なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても個人情報の性質や重要度に応じて適合と判断することがある。

(10)　成果物については以下の納期を遵守するよう努めること。

1 次提出版（確度 8～9 割程度のもの）：令和 7 年 2 月 21 日（金）

2 次提出版（担当職員の確認を受け内容は固まっているものの、
成書校正して最終版とはなっていないもの）：令和 7 年 3 月 7 日（金）

最終提出版：業務完了日の前日まで

16　問い合わせ先

〒060－8611　札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：岩館、松本　TEL：011-211-2692　　FAX：011-218-5109